官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十二条第七項の規定に基づき認定資金決済事業者協会の規則を指定する件（金融庁五二）　一
○電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十九条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する規則を定める件（同五三）　二
〔その他告示〕
○構造改革特別区域計画を認定した件（内閣府七七～八四）　一
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（同八五～八八）　二
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産五七六～五八三）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（経済産業六四）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通二八七、二八九、二九四、二九五）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同二八八、二九一）　五
○直轄砂防工事を施行する件（同二九〇）　五
○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件（同二九二）　六
○Lloyd's Register Group Limitedから登録事項の変更の届出があった件（同二九三）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一四六～一四八）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局六〇～六二）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
法務省　公安審査委員会　最高裁判所　八
〔褒　賞〕　八
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　一〇
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一〇
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一〇
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（岩手労働局最低工賃公示一、埼玉同一）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
第三者所有物の没収、隊員の懲戒処分、退職手当支給制限処分関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三
会社その他　三〇

法規的告示

○金融庁告示第五十二号

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十二条第七項の規定に基づき、認定資金決済事業者協会の規則を次のように指定する。

令和七年四月十日

金融庁長官　井藤　英樹

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十二条第七項に規定する金融庁長官の指定する認定資金決済事業者協会の規則は、「電子決済手段信用取引に関する規則」（一般社団法人日本暗号資産等取引業協会）とする。

○金融庁告示第五十三号

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十九条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する規則を次のように指定する。

令和七年四月十日

金融庁長官　井藤　英樹

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十九条第一項に規定する金融庁長官の指定する規則は、日本公認会計士協会「電子決済手段等取引業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針（業種別委員会実務指針第七十四号）」とする。

その他告示

○内閣府告示第七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、令和七年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、同条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新庄市

二　構造改革特別区域の名称　新庄藩どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　新庄市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））